

アメリカ名誉毀損法における推定的損害賠償の現代的動向 — 損害推定の機能に着目して —

吉村 顕真

目次

- I はじめに
- II 連邦最高裁による推定的損害賠償に対する規制
 - 1. 公職者による損害賠償請求の場合
 - 2. 私人による損害賠償請求の場合
- III 各州最高裁による推定的損害賠償に対する規制
 - 1. 連邦最高裁判決と調和する範囲で存続させた州
 - 2. 連邦最高裁判決を契機に完全に廃止した州
 - 3. 連邦最高裁判決に独自の追加的制限を加えた州
- IV おわりに

I はじめに

(1) 名誉毀損に対する救済のひとつである損害賠償において財産的損害及び精神的損害の賠償が認められる。しかし、実際には名誉毀損行為による財産的損害に関する証明が困難であることから慰謝料がその中心的救済となっており、その中で精神的苦痛や無形の損害などの様々な損害を厳格に区別することなく、包括的な形でその賠償を認めている⁽¹⁾。こうした慰謝料にはそもそも客観的基準がなく、また金銭的計量になじまないため、それを金銭で評価することは難しい。

この損害額評価の問題に対して、実務では裁判官の裁量を重視したルールを形成してきた。例えば精神的苦痛に対する慰謝料額の判断について、最高裁は、不法行為に関する「諸般の事情そのものは証拠によって認定しうるとしても慰謝料の数額のごときものについては、証拠によって判断し得べきものではないといわなければならない」と解してきた⁽²⁾。また「慰謝料額は、裁判所において諸般の事情を考慮して量定すれば足りるのであつて、その量定の根拠を逐一説示しなければならない

いものではない」としてきた⁽³⁾。このように、裁判所としては、原告が慰謝料の請求額そのものを証明しなくても、諸般の事情を考慮した上で⁽⁴⁾、その裁量により慰謝料を認定することができるとしてきた⁽⁵⁾。そして実務においてこうしたルールに基づいて損害賠償を認めていった結果、いつからか合理的根拠も説示もない「100万円の賠償ルール」が定着していった⁽⁶⁾。

しかしながら、2000年前後から100万円の賠償ルールによる損害賠償では低額であるため損害を填補していないということ、また加害者に不当な利得を得させることになるため名誉毀損を促進・誘発させることになるということが指摘されるようになった⁽⁷⁾。その指摘を受けて、100万円の賠償ルールを見直す動きが出始め、400万・500万円といった従来の相場をはるかに超える高額な賠償金を認めていく動きが新たに見られるようになった⁽⁸⁾。このように近年において新たな動きが見られるようになったが、ここで重要なことは単に賠償額を上げるということではなく、個別の事案の被害実態に照らして合理的かつ公平な損害賠償額を算定していくということである⁽⁹⁾。

(2) この問題を検討する際にしばしば比較対象として取り上げられてきたのが、アメリカ名誉毀損法における損害賠償である。とりわけ填補賠償に関しては日本法と基本的には同じであるにもかかわらず⁽¹⁰⁾、認定される賠償額に関しては日本法とは対照的に高額であることからしばしば引き合いに出されてきた⁽¹¹⁾。もっとも、アメリカで高額な填補賠償が出される背景としては、陪審が「推定的損害賠償 (presumed damages)」(以下、推定賠償とする) という制度を通じて損害賠償額を算定していることが関係している⁽¹²⁾。したがって、この点について留意しておく必要があるだろう⁽¹³⁾。

従来、アメリカ法では当然に名誉毀損が成立するとされる“口頭による名誉毀損 (slander per se: 以下、スランダーという)”と“文書による名誉毀損 (libel per se: 以下、ライベルという)”に該当する場合⁽¹⁴⁾、原告は実際に生じた金銭的損害を証明するまでもなく、単に名誉毀損的虚偽表現という事実から評判に対する物質的損害および精神的損害が通常は発生するものと法的に損害が推定されるため⁽¹⁵⁾、「一般的損害賠償 (general damages)」という項目の中でその推定賠償による損害の回復が認められてきた⁽¹⁶⁾。しかしながら、20世紀後半以降、証明困難な損害を推定することにより被害者を救済するという制度本来の目的とは裏腹に、推定賠償により高額化した損害賠償が事実上の制裁として機能するものとして認識された。その結果、推定賠償に対して様々な規制をかけ、名誉毀損といえどもできる限り実損害の証拠に基づいて公平な損害賠償額を算定していくことを求める動きが見られるようになった。

(3) 以上のように、日米の損害賠償額をめぐる状況は対極的位置にあるものの、実損害をもとにして公平な損害賠償額の算定を目指すという点では両国に共通している⁽¹⁷⁾。このことからすると、アメリカ名誉毀損法にお

ける損害賠償制度を比較対象とすることには意義があるだろう。もっとも、その際には単に損害賠償額という表面に着目するのではなく、アメリカ名誉毀損法において損害賠償が高額になる制度的事情、すなわち推定賠償制度の存在とそれが抱える問題を視野に入れておかなければならない。そこでまず本稿では、現代のアメリカにおいて名誉毀損に対する損害賠償額を適切な金額にするために、損害賠償高額化の原因とされる推定賠償制度に対してどのような規制をかけていったのか、その動向を分析していく。

以下、「Ⅱ」では連邦最高裁が州名誉毀損法における推定賠償制度に介入にし、それを規制していく過程を分析する。次に「Ⅲ」において一連の連邦最高裁判決を受けて、各州の最高裁判所がどのように推定賠償を運用していったのか、その状況を分析する。最後に「Ⅳ」において、推定賠償に対する一連の制限をどのように評価できるのかということを述べる。

Ⅱ 連邦最高裁による推定的損害賠償に対する規制

20世紀中頃までは、特定類型の名誉毀損訴訟において被告の過失、表現の虚偽性、実損害に関する証明を原告に要求しないとしていた⁽¹⁸⁾。しかしながら、20世紀後半に、陪審が法的に損害を推定することによって賠償金を評価していく推定賠償がひとつの原因となって高額な損害賠償額が認められるというケースが目につくようになり、その中で高額な推定賠償金が実は填補賠償以上の損害賠償額を原告に与えていると認識されるようになった⁽¹⁹⁾。その結果、連邦最高裁は各州の名誉毀損法に積極的に介入していくこととなり、各州の伝統的コモン・ローにおける名誉毀損法、特に損害推定を認める名誉毀損類型は、連邦憲法第1修正における「表現の自由」による保障の対象として考えられるように

なった⁽²⁰⁾。またそれに伴って、伝統的な名誉毀損法では要求していなかった実損害、被告の有責性、表現の虚偽性に関する証明が原告に求められるようになった⁽²¹⁾。以下において、まず連邦最高裁が各州名誉毀損法における損害賠償に対してどのように規制をかけていったのか、その過程を分析する。

1. 公職者による損害賠償請求の場合

(1) 連邦最高裁が、各州の名誉毀損法における損害賠償、とりわけ推定賠償に対して積極的に規制をしていく動きの端緒となったのが1964年の *New York Times, Co. v. Sullivan* 判決であった⁽²²⁾。この事件は、新聞社 Y が市民権のデモに参加した学生及び市民権運動のリーダーに向けられた警察の治安活動について新聞に掲載したところ、警察を監督する立場にあった公選の市議員 X がその記事の中に虚偽があったために名誉が毀損されたとして、Y に対してライベルを理由とする損害賠償請求訴訟を起こしたというものである⁽²³⁾。

本件アラバマ州事実審裁判所は、陪審に、本件で問題となった文書表現が当然に成立する名誉毀損 (*libelous per se*) であるため表現そのものから法的損害が示唆されるということ、虚偽と害意が推定されるということ、通常損害が主張立証しなくても法的に損害が推定され、実損害額が認定・証明されなくても懲罰賠償を認めることもできることなど、伝統的な州法上のルールに従った説示をした。その結果、X に損害賠償が認められ、州最高裁でもそれが支持された。これに対して Y が連邦最高裁に上訴したところ、憲法上の問題が関係しているとして、その裁量上訴が認められた。

連邦最高裁は、まず「本件において、我々は、公職者が自らの公的行為に関して批判されたことを理由として提起したライベル訴訟において、言論または出版に関する憲法上の保護が州の損害賠償を認める権限を制限する

程度について、初めて判断することが求められている」と述べた上で⁽²⁴⁾、州コモン・ローの損害賠償に対して一定の規制をかける必要性を示した。このような判断の背後には、推定賠償によって、州刑法における罰金の上限を超える高額な賠償金になるとの問題があったからである⁽²⁵⁾。この点につき、連邦最高裁は以下のように述べている。

「おそらく、この制定法 [Alabama Code, Tit. 14, § 350] 違反で起訴された者は、正式起訴及び合理的な疑いを越える証明といった要求のような、当たり前の刑法上のセーフガードを享受する。〔これに対し〕民事訴訟における被告には、これらのセーフガードが利用できない。どんな現実的な金銭損害の証明も必要としないまま本件で認められた判断は、アラバマ刑法によって規定された罰金の上限よりも1000倍大きく、扇動法 (*Sedition Act*) で定める罰金の上限よりも100倍大きかった。そして、民事訴訟には二重の危険による制限が適用されないのので、これ〔本件のような損害賠償〕が同じ公表について申立人に対して与えられる唯一の判決というわけではない⁽²⁶⁾。」

このように、伝統的ルールのもと陪審が実損害につき証明のないまま損害を推定して損害賠償額を決めるため、①実際には刑法上の罰金をはるかに超える高額な損害賠償額になるという問題、また②罰金よりも高額な損害賠償から被告を守るための憲法上の保障が被告に認められていないという問題を指摘している。こうした事実上の制裁として機能する高額賠償に被告メディアがさらされるという問題は、その他の名誉毀損事件でも問題となっていたようである⁽²⁷⁾。連邦最高裁はこの問題を受けて、まずは公職者個人の職務行為に対してなされた名誉毀損事件に限定してではあるが、高額化の原因となっている推定賠償の金銭的判断基準を提示するのではな

く、むしろ被告の名誉毀損表現が「現実的悪意」に基づくものであったかどうかという証明を求めることにより、損害賠償の認定そのものを抑制するとした。この点につき、以下のように述べている。

「その表現が“現実的悪意”、すなわち虚偽であると認識していたこと又はそれが虚偽であるかどうかに関して無思慮でなされたということをも証明しない限り、公務員がその公的行為に関係する名誉毀損的虚偽についての損害賠償を得ることを禁止するという連邦上のルールを、憲法上の保障が要求しているものと我々は考える⁽²⁸⁾。」

これをもとに連邦最高裁はYに現実的悪意があったと認定できるだけの事実がなかったとして、最終的にはアラバマ州最高裁の判断を破棄した。本判決では名誉毀損訴訟における伝統的な推定賠償制度が抱えていた潜在的問題を確認し、この問題に対して連邦憲法第1修正が要請する「現実的悪意の法理」を通じて損害賠償の認定そのものを抑制していくという対応を示したことで自体には一応の意義があった。

しかしながら、このNew York Timesルールは「公職者の職務行為」に対する名誉毀損訴訟を対象にした損害賠償の認定そのものを抑制する措置に過ぎず、どのように公平な賠償額を算定していくのかという問題、また推定賠償によって損害賠償金が高額化するという根本的問題に対して直接的な解決策を提示したわけではない。そのため、公職者である原告が被告に現実的悪意があったことを証明した場合には、原告が高額な損害賠償額を得る余地を残していた⁽²⁹⁾。もっとも、本判決は損害賠償そのものの問題とは別に、州の伝統的名誉毀損法と第1修正の「表現の自由」を調整するために、州名誉毀損法に「現実的悪意」という連邦ルールを介入させたことで、州法上の問題を連邦憲法化させたという

重大な問題を生じさせたことにも留意しなければならない⁽³⁰⁾。

(2) なお、本判決を契機にして、その後、現実的悪意の法理の適用が「公職者」以外にも拡張されていった。まず1967年の *Curtis Publishing Co. v. Butts* 判決では、New York Times 判決で示された現実的悪意の法理が、公職者ではないがそれと同じように公的問題に関わった「公的人物」にも拡張されると判断された⁽³¹⁾。さらに1971年の *Rosenbloom v. Metromedia, Inc.* 判決において「公的または一般的関心事に関係した私人」にも現実的悪意の法理が適用されるかどうか争われ⁽³²⁾、相対的多数意見は、その適用において重要なことは原告が公人であるのかそれとも私人であるのかということではなく、むしろ「公的関心事」であるのかどうかであるとして、本件にもその法理が適用されると判断した⁽³³⁾。これにより、最終的には公職者・公的人物のみならず、公的関心事に関係した私人によって起こされた名誉毀損訴訟の被告は、その損害賠償責任において憲法上の手厚い保護を受けたことになった⁽³⁴⁾。

2. 私人による損害賠償請求の場合

(1) しかしながら、連邦最高裁は1974年の *Gertz v. Robert Welch, Inc.* 判決において、現実的悪意の法理を適用する基準を「公的関心事」から「公人・私人」へと移した⁽³⁵⁾。そして名誉毀損された「私人」が損害賠償（推定賠償及び懲罰賠償を除く）を請求する際には、現実的悪意の法理が適用されないとの判断がされたことにより、その法理の適用を拡張していく傾向に対して一定の歯止めがかけられた。

本件は、家族を射殺した警察に対する市民権訴訟の遺族側代理人を担当した弁護士Xが、Y出版による某雑誌の中で「警察を陥れた共産黨員」と表現されたため、法律家及び市民としての評判を侵害されたとしてYに

対してライバルによる損害賠償を請求したというものである。そしてここで争点となったのが、被告メディアが公職者でも公的人物でもないが「公的関心事に関係した私人」に対して名誉毀損的表現を公表したという場合にも、メディア側が New York Times 判決をもとにして憲法上の保護を受けることができるかどうかという点であった⁽³⁶⁾。

この点に関し、本件連邦地裁は、X が公職者でも公的人物でもないと認定しつつも、本件でも New York Times 判決が適用されるとし、このルールのもと X が Y に現実的悪意があったことを証明していないことから、X を支持するとした陪審の判断を覆すために、評決無視判決を出した。これを受けて X が上訴したが、連邦第 7 巡回控訴裁判所も連邦地裁の判断を支持した⁽³⁷⁾。これに対して、連邦最高裁は本件が公職者や公的人物の場合とは異なる点を強調して、本件控訴裁判所の判決を差し戻した。その理由に関して、連邦最高裁は、私人の場合、公職者や公的人物の場合に比べると、虚偽表現に対抗する現実的機会がなく、より傷つきやすいだけに、州は私人の利益を保護する必要性が高い（回復に値する）という理由を示している⁽³⁸⁾。そのため「我々は、州が、私人の評判に損害を加える名誉毀損的虚偽に対して法的救済を強制する取組みにおいて十分な自由裁量を保持すべきと結論付ける」として⁽³⁹⁾、私人を救済する場合が公職者を救済する場合とは異なるということを明らかにした。これを前提にして、本件と New York Times ルールとの関係、さらにそれに伴う推定賠償との関係について以下のように述べた。

「私人による名誉毀損訴訟で問題となっている競合的価値に関する我々の調整は、New York Times 判決で要求されるものよりも厳しくない証明を基にして、州が名誉毀損表現をした出版社や放送局に責任を課すことを認める。この結

論は、公職者及び公的人物の名誉毀損に関する New York Times 判決の特権の採用を促進した判断が私人の事情には完全に適用できない、という考えに基づいているわけではない。むしろ、我々は、評判損害について私人を補償するという強固かつ正当な州の利益を鑑みて、このアプローチを支持する。しかし、この拮抗している州の利益は、実損害に関する金銭賠償をさらに進んで拡張しない。以下に述べる理由から、少なくとも責任が虚偽性の認識や真実に関する無思慮の証明に基づいていない場合に、州は推定賠償または懲罰賠償を認めることができない、と我々は判断する⁽⁴⁰⁾。」

このように、公職者や公的人物と比べると、私人は名誉毀損的表現に対抗する機会が少なく、また損害を受けやすいという事情があることから、「表現の自由」よりも「私人の評判保護」が重視されるとしているにすぎない。そのため私人の場合にはそれ相応の緩やかな基準、すなわち過失に基づいて被告の損害賠償責任を判断するとしている⁽⁴¹⁾。もっとも、こうした緩やかな基準に基づいて「私人の評判保護」を重視するという州の利益は実損害の填補という範囲内に留まるとしており、推定賠償の認定に関しては、私人の事件でも New York Times 判決で示した「現実的悪意」による一定の制限をかけるとしている。その理由に関して以下のように説明している。

「コモン・ローにおける名誉毀損は、現実的損害の証明がないまま、偽って填補賠償の回復を認めることから、奇妙な性質をもった不法行為法である。ライバル訴訟に関係している伝統的ルールのもとでは、公表の事実から損害の存在が推定される。陪審らは、そのような損害が実際に生じたという何らの証拠もないまま、評判に対して推定される損害について補償として十分な金額を認めることができる。損害なき場合

に損害賠償を認める陪審のほぼ制約のない裁量は、名誉毀損的虚偽に対する責任制度の可能性を、第1修正にある自由の積極的行使を妨げることへと不必要に悪化させる。さらに、推定賠償の原理は、虚偽の事実の発言によって被った損害について個人を填補するというよりも、嫌われる意見（unpopular opinion）を罰するように陪審を誘うものである。さらに重要なことは、本件申立人のような原告に、現実的損害をはるかに超える根拠のない損害賠償金を確保させることにつき、州には十分な利益がない⁽⁴²⁾。」

このように、ライベルにおいては、陪審がその裁量で実損害証明とは無関係に推定によって損害賠償を認めることから、①損害賠償制度によって「表現の自由」の行使が不必要にも妨げられているという問題、また②実損害を填補するはずの推定賠償が実際には実損害の填補というよりも、むしろ名誉毀損をした被告を罰するための損害賠償になっているという問題を指摘している。そして、③こうした実損害を超える制裁的な推定賠償を認めることは「私人の評判保護」という州の利益からもはや逸脱するものであるため、推定賠償の認定に対して「現実的悪意」の証明による厳しい規制をかけつつ、これが証明できない場合には、損害賠償を「実損害」に制限するとした⁽⁴³⁾。これにより、本件のような私人が名誉毀損を理由として損害賠償を請求する場合であっても、推定賠償の認定に関しては一定の憲法的制限があるということが示された。

その一方、実損害の賠償に関しては証拠によって根拠づけられる必要性を改めて表明した。しかし、そこで言う実損害に関しては具体的に定義付けることをせず、むしろそこには様々な損害が含まれるとすることで、被害者救済に対して一定の配慮を示している。この点に関し、次のように述べている。

「我々は、不法行為訴訟における適切な陪審への説示を組み立てることにつき幅広い経験を持つ事実審裁判所のように、‘実損害（actual injury）’を定義する必要はない。実損害は現実に被った損害（out-of-pocket loss）に制限されるものではないと言うだけで十分である。実際のところ、名誉毀損的虚偽によって加えられたもっと通常のタイプの実損害（actual harm）には、コミュニティの中での評判および地位に対する損害、個人的屈辱、そして精神的苦悩及び苦痛を含んでいる。もちろん、陪審は適切な説示によって制限されねばならない。そして損害に対して実際の金銭的価値を割り当てる証拠までは必要とされなくても、すべて金額は損害に関係する正当な証拠によって裏付けられねばならない⁽⁴⁴⁾。」

このように、原告が実損害について賠償を得るにしても、損害に関係する正当な証拠によって賠償金を裏付けることを要求していることからすると、全体的に損害賠償の認定を厳格にしていく方向へと進めたと言える⁽⁴⁵⁾。もっとも、本判決では「実損害」に関する定義を明確にしなかったことから⁽⁴⁶⁾、その定義は各州裁判所に委ねられたことになる⁽⁴⁷⁾。その代わりに、実損害の構成要素については言及しており、そこには精神的苦痛など幅広く含めるとしている。しかしながら、それら構成要素の相互関係、すなわち精神的苦痛に対する賠償を認める前提として評判損害の証明が必要なのかどうかについては明確にしない。

なお、本件では最終的に「New York Times 判決によって述べられた基準よりも厳しくない基準にしたがって責任を証明する名誉毀損訴訟の私的原告は、実損害を十分に補償する損害賠償だけを回復できる」とした上で⁽⁴⁸⁾、「陪審は無過失で責任を課すことを認め、かつ実損害の証明のないまま損害を推定することを許したことから、再審理が必要である」

と判断した⁽⁴⁹⁾。

(2)Gertz 判決において、私人に推定賠償を認めるには現実的悪意の証明が求められるとの制限が示された。しかしながら、そこでは、その制限が公的関心事に関係した私人の名誉毀損訴訟に限定して適用されるのか、それとも私人に対する名誉毀損的発言が公的関心事を含んでいない、すなわち私的関心事の場合にも適用されるか、という判断基準については言及していなかった。この問題について言及したのが1985年の *Dun & Bradstreet, Inc. v. Greenmoss Builders, Inc.* 判決であり⁽⁵⁰⁾、ここで名誉毀損的表現が公的関心事に関するものであったかどうかという判断基準が再び引き出されることとなった⁽⁵¹⁾。

本件の内容は次のようであった。建設業者 X が自主的に破産申請をしたとの A による報告を受けた Y が、その内容を確認しないまま、X と契約関係のある 5 件の情報購読者にその誤った報告をした。その後、X もその誤った報告内容について知ったので、Y はその訂正の通知を出すという形で対応したものの、X としてはそれに満足せず、Y に対して名誉毀損に基づく損害賠償を請求した。連邦最高裁は「我々は、Gertz 判決での衡量が、名誉毀損的発言が公的関心事に関係していない場合を含んでいるのかどうかを検討したことがなかった」と述べた上で⁽⁵²⁾、本件の争点につき以下のように言及した。

「コモン・ローにおけるルール of 合理性は、深刻な損害が生じているということはほとんど確かであるが、名誉毀損的表現の特徴とその表現の諸事情から、大多数の場合に実損害を証明することが不可能であるという、歴史的経験と判断にあった。その結果として、何世紀もの間、裁判所は、多くの名誉毀損的発言及び発表から損害が生じていると陪審が推定することを認めてきた。このルールは、こうした救済が効率的であるということを確認することによって、

名誉毀損に関する救済を提供するという州の利益を促進する。公的関心事が関係していない言論においては憲法上の価値が減ることに照らして、“現実的悪意”が証明されていない場合でさえ、州の利益が推定賠償及び懲罰賠償の金額を十分に支持するものと我々は判断する⁽⁵³⁾。」

「名誉毀損訴訟において、名誉毀損的発言が公的関心事に関係していない場合、“現実的悪意”の証明がないまま、推定賠償及び懲罰賠償を認めることは、第 1 修正に違反しないものと我々は結論づける⁽⁵⁴⁾。」

このように、私的関心事に関係した私人に対する名誉毀損の場合には、「表現の自由」よりも「個人の保護」という州の利益が重視されるとの前提のもと、推定賠償や懲罰賠償を含めて損害賠償を請求する際には、連邦憲法第 1 修正が要請している「現実的悪意」の証明が要求されないと判断している。したがって、本件のような名誉毀損訴訟においては、伝統的な推定賠償の在り方が維持されているため⁽⁵⁵⁾、推定賠償が加害者に対する事実上の制裁として機能する余地が残されることとなった。

III 各州最高裁による推定的損害賠償に対する規制

大多数の州最高裁では以上で述べた一連の連邦最高裁判決を受け入れ、それに調和する範囲で推定賠償を存続させていった。その結果、大多数の州では、伝統的コモン・ロー本来の形で推定賠償が認められる場合は、私的関心事に関係した私人の名誉毀損訴訟においてのみとなった。その一方で、一連の連邦最高判決を受けて、推定賠償を完全に廃止した少数の州最高裁もあれば、被告類型や金額面において独自の追加的制限を加えた州最高裁もあった。以下において、各州最高裁が一連の連邦最高裁判決を受けてどのように推定賠償を規制していったのか、その状況を分析し

ていく。

1. 連邦最高裁判決と調和する範囲で存続させた州

(1) まず Gertz 判決直後にその判示と調和する範囲で推定賠償を存続させたものとして、例えば、コロラド州最高裁による1978年の *Rowe v. Metz* 判決が挙げられる⁽⁵⁶⁾。本件は、Y（非メディアで私人）がX（私人）の評判について無思慮に口頭で名誉毀損したため、Xはスランダーを理由にYに対して損害賠償を請求したというものである。その際、XはYによるスランダーの証拠を提出したものの、本件が当然に成立するスランダー（slander per se）に該当し、損害が推定されることから、損害に関する証拠を提出しなかった⁽⁵⁷⁾。これに対して、Yは本件のような被告がメディアではない場合にも、被告がメディアであった Gertz 判決を適用すべきと主張した⁽⁵⁸⁾。

このように本件では、被告がメディアでない場合にも Gertz 判決を適用し、現実的悪意の証明を要求することによって推定賠償を制限できるかどうかの問題となった。この点につき、州控訴裁判所は本件にも Gertz 判決が適用されるとし、Yに無過失でその責任を課することはできないとした⁽⁵⁹⁾。これに対し、本件州最高裁は本件に Gertz 判決を適用することを否定した⁽⁶⁰⁾。この点について、以下のように述べた。

「当州では、いわゆる当然に〔名誉毀損が〕成立する（per se）状況において、損害の推定を認めるルールをかなり早くに採用した。このルールの合理性は、こうした場合において損害を証明することの困難に由来する。この合理性は、本件のような、名誉毀損的発言が個人の商務上の行為に関する場合に特に当てはまる。それは、スランダーによる損害が名誉毀損的発言に直接たどれる方法で、ビジネス上の利益を台

無しにするという稀な事件である。したがって、あるスランダーやライバルから無形的性質の損害が生じているので、コモン・ローは様々なタイプの名誉毀損的発言に関して推定賠償の概念を保持した⁽⁶¹⁾。」

「当然に成立するスランダーの事件における損害推定の根本にある政策的考慮は今日においてもまだ有効である。Gertz 判決において、連邦最高裁は“活発で自由な表現”の必要性とこうした〔損害推定による政策的〕考慮とのバランスをとり、そして“活発で自由な表現”の方がより大きな保護に値すると判断した。しかしながら、我々は、本質的に私的な性質である名誉毀損に関して私的原告が非メディアの被告を訴えたというケースに、この“公正な境界線”がやみくもに適用されなければならないものとは思わない⁽⁶²⁾。」

このように、本件州最高裁は今もなお特定の場合において損害を推定することには合理性があるとの前提に立っている。その上で、Gertz 判決の射程範囲を最小限にしようとしている。すなわち、本件州最高裁では Gertz 判決を、私人が被告「メディア」によって名誉毀損された場合の判決として位置付けることで、メディアではない被告に対して推定賠償を求める場合に Gertz 判決による制限（現実的悪意の証明）は適用されないものと解釈することで、損害推定の合理性を存続させるとしている。したがって Gertz 判決を通じて推定賠償を制限できるのは、被告がメディアである場合に限定されるということになる。こうした考えは、特にメディアによる「表現の自由」の重要性とそうでない場合との違いを意識したものである⁽⁶³⁾。

(2) また、ニューハンプシャー州最高裁でも、例えば1998年の *Touma v. St. Mary's Bank* 判決において一連の連邦最高裁判決に調和する形で推定賠償を存続させている。本件はYがX（レストラン）に対する担保権が実行さ

れたとの広告を出したことでXが倒産に至ったとして、XがYに名誉毀損に基づく損害賠償を求めたものである。

事実審では本件にもGertz判決が適用されるため推定賠償が利用できないと判断した。これに対して、本件州最高裁は、本件が私人の私的関心事に関する名誉毀損訴訟であることに着目し、「公的関心事が関係していない話において憲法上の価値が減ることを踏まえると」、このような名誉毀損訴訟においては推定賠償が利用できる」と判断している⁽⁶⁴⁾。このことからすると、本件州最高裁は、Gertz判決が公的関心事に関係した私人の名誉毀損事件を対象としたものとして限定的に解釈している。その上で、本件が私人の私的関心事に関する事件であったことから、本件はDun & Bradstreet判決に従うべきと判断した。そして私的関心事に関係した私人の事件と、公的関心事に関係した私人の事件を比較した上で、本件は「表現の自由」を保障する憲法的価値が低いため、推定賠償が認められるものと判断している⁽⁶⁵⁾。

(3) 以上において、Gertz判決後にそれに従った形で推定賠償制度を存続させた州最高裁の見解を見てきた⁽⁶⁶⁾。これらの州では、特定の名誉毀損における損害の証明困難を救済するという推定賠償の目的には今もなお合理性があるという見解に立っている。もっとも、その一方で一連の連邦最高裁判決が推定賠償を規制した事情にも一定の配慮をしている。その結果、公職者、公的人物、公的関心事が関係する名誉毀損と比較して、私人の私的関心事に関する名誉毀損の場合は憲法で保障される「表現の自由」の価値が低いということから、伝統的コモン・ローにおける推定賠償を存続させた。

2. 連邦最高裁判決を契機に完全に廃止した州

(1) その一方で、Gertz判決を契機に推定

賠償を完全に廃止する州もわずかに存在した。Gertz判決では、その判決が公的関心事に関係した私人の名誉毀損訴訟を対象としたものなのか、それとも私人の名誉毀損訴訟全般を対象としたものなのかを明確にしていなかった。そのため、推定賠償を廃止した少数の州最高裁の中にはGertz判決直後にその判決が名誉毀損訴訟全般において推定賠償を完全に廃止したものとして解釈した州最高裁もあった。またGertz判決後のDun & Bradstreet判決で推定賠償を認める余地が残されていたにもかかわらず、その判決を明確に否定することにより、いかなる名誉毀損訴訟においても推定賠償を認めないものと解釈した州最高裁もあった。推定賠償を廃止した州といっても、連邦最高裁判決の受け止め方は必ずしも一致していたわけではないが、その廃止に伴って証拠に基づく損害賠償の認定へと移行していった点では共通している。以下において、推定賠償を廃止した州の状況に着目する。

(2) Gertz判決を受けて、名誉毀損事件の諸事情に関係なく、直ちに推定賠償を廃止した州最高裁のひとつがカンザス州最高裁であり、このことは1982年のGobin v. Globe Publishing Co.判決の中で明らかにされた⁽⁶⁷⁾。本件は、動物虐待の容疑につきXがその罪を認めたという虚偽の新聞記事を公表したY社に対してXがライベルに基づく損害賠償を請求したというものである⁽⁶⁸⁾。本件州最高裁は損害推定の否定とそれに伴う精神的賠償の認定の在り方に関して次のように述べている。

「Gertz判決が出される前、カンザス州では、ライベルをlibel per seとlibel per quodに分けるコモン・ローに従っていた。libel per seには害意(malice)が意味される言葉を含んでいるので、最終的には結果に対して損害が推定された。そのような表現による通常損害が法の推定

によって生じるので、原告は証拠によって損害を立証する義務はなかった⁽⁶⁹⁾。」しかしながら「Gertz 判決は、libel per se の成立をもとに損害を推定させ、そしてその推定に基づいて回復を認めるというカンザス州及びその他の州におけるルールに即時の変化をもたらした。名誉毀損を理由として回復される損害は、もはや推定されないだろう。そうした損害は、ライベルの特徴がたとえ何であろうと、証拠によって立証されなければならない⁽⁷⁰⁾。」

「我々は、この州において、ある者の評判に対する損害が名誉毀損訴訟の本質かつ最重要点であると結論付ける。もし評判に対する侵害が示されなければ、我々の法の下では、ライベルあるいはスランダーを問わず、原告は名誉毀損に関する正当な請求を成立させていなかった。すなわち、それは名誉毀損された評判、侵害された評判、ライベルおよびスランダー法によって保護されている評判である⁽⁷¹⁾。」「我々は、名誉毀損訴訟における原告は評判に対する損害の証拠を最初に示さなければならないというニューヨーク州のルールに賛成する。精神的苦痛に関するいかなる主張も評判損害に“寄生”するものであり、評判損害が証明された後のみ補償される⁽⁷²⁾。」

本件は私人の名誉毀損訴訟であるため、Gertz 判決のもと現実的悪意の証明がされれば、原告に推定賠償を認める余地があったはずである。しかしながら、本件州最高裁は Gertz 判決の影響を受けた結果、事件の事情を問わず、もはや損害推定は認められず、損害賠償は証拠に基づかなければならぬとした。またその廃止に伴って、名誉毀損による精神的損害に関しても、実際に生じた評判損害を証明しなければ、精神的賠償を認めないものとした⁽⁷³⁾。このように本件州最高裁は Gertz 判決が示した以上に推定賠償に対して厳しい態度を表明しているが、この判断の根本には連邦最高裁が指摘したように推定賠償

が事実上の制裁として機能するという懸念があるため、損害推定を完全に否定したのであろう。なお、本件では、最終的に X が評判損害の証拠やそこから生じた損害や経済的損害の証拠を提出していなかったことから、精神的苦痛に対する損害賠償は認められないとした⁽⁷⁴⁾。

またテネシー州最高裁も、新聞社 Y による記事に誤りがあったとして私人 X らが Y に対して名誉毀損訴訟を起こしたという 1978 年の *Memphis Publ'g Co. v. Nichols* 判決において、「Gertz 判決において推定賠償はもはや認められないと判断したので、per se と per quod の区別はもはや何ら現実的意義も有しない」として、Gertz 判決が推定賠償を廃止したものと解釈している⁽⁷⁵⁾。その上で「原告は名誉毀損の意味が明白であれ、明白でないものであれ、申し立てられた名誉毀損的言葉から損害が発生したことを主張しかつ証明しなければならない」との判断を示し⁽⁷⁶⁾、実損害の証明を要求することで、損害の推定を完全に否定している。

なお、この他にもアーカンソー州、ヴァージニア州、メリーランド州、ペンシルヴァニア州といった各州最高裁においても、Gertz 判決を受けて、いかなる名誉毀損訴訟においても推定賠償を廃止し、損害賠償の前提として実損害に関する証拠を示すことが必要であるとの見解を直ちに採った⁽⁷⁷⁾。

(3) その一方、Gertz 判決直後ではなく、私人の私的関心事に関する名誉毀損訴訟において推定賠償を認める余地を残した *Dun & Bradstreet* 判決に従わないことを表明することで、推定賠償を廃止した州最高裁もいくつかあった。

そのひとつがミズーリ州最高裁であり、例えば 1993 年の *Nazeri v. Mo. Valley Coll.* 判決の中で⁽⁷⁸⁾、いかなる名誉毀損訴訟であっても推定賠償を否定するとした。まずは簡単に事件の概要を述べる。宗教系私立大学副学長 Y

は、当州教育省の教員養成部門課長 X について無能者であること、本件大学に対して偏見をもっていること、宗教教育に反対していること、同性愛者と生活をしていることなどを新聞社に何度か話した。その内容は公表されることはなかったものの、一般的に知られることとなったため、X は個人及び専門家としての評判を傷つけられたこと、また精神的苦痛を被ったことを理由にして、Y に対してスランダーに基づく損害賠償を請求した。本件は、私的関心事に関して名誉毀損された私人である原告が非メディアを訴えたという訴訟である。Dun & Bradstreet 判決に従うならば、per se と per quod との区別をする余地が残されているため、per se のもとで推定賠償を認める余地があるはずであるが、本件州最高裁は、被告がメディアであるかどうかなどの事件の事情を問わず、推定賠償を完全に廃止すると判断した。この点につき、以下のように述べている。

「Dun & Bradstreet, Inc. 判決は我々が per se と per quod との区別を維持することを認めたけれども、我々は、我々の MAI による説示によって明らかにされたように、この区別の放棄が正しかったし、今もなお正しいものと考えている。我々は、特別損害 (special damages) に関する追加的証拠を必要としないその他の言葉に対する実損害を除外するが、ある特定の言葉に対して推定賠償を認めることによって、この過去のルールが原告被告問わず不当な不公平を生み出すと考える。我々は、名誉毀損訴訟において、per se 及び per quod という古いルールが適用されないし、原告は MAI 23.01 (1) 及び 23.01 (2) において示される統一的な名誉毀損要件を主張及び証明することのみが必要であると考えている。要するに、原告は名誉毀損が per se であるのか per quod であるのかということに気を使う必要はないし、また特別損害が存在するかどうかということに関しても気を使う必要

はないが、あらゆる事件において実損害を証明しなければならない⁽⁷⁹⁾。」

このように本件州最高裁は、per se 及び per quod といった伝統的区別自体が無意味であり、特に per se の場合には証明のないまま被告に責任を負わせるという不公平が生じることに問題があるとする。このことからあえて Dun & Bradstreet 判決に従わないことを表明し、名誉毀損訴訟における原告に対して一律に実損害の証明を求めるとしたことにより、州法における推定賠償を廃止した。

さらに同様の見解は、ニューメキシコ州最高裁による2012年の *Smith v. Durden* 判決においても見られる⁽⁸⁰⁾。本件は、某地区教会の元神父 X をその地位から追放させたいと望むその教区の Y らが、X には未成年教区民との性的不祥事 (小児愛) の疑いがあるとの文書を公表したため、X が Y らを名誉毀損で訴えたというものであった。本件も、私人の私的関心事に関係した名誉毀損訴訟であることからすると、Dun & Bradstreet 判決に従えば推定賠償を認める余地が残されていた。しかし、本件州最高裁は per se と per quod の区別を排除した州の流れに従って、「同様に我々は私的関心事に関係している名誉毀損訴訟における私的原告が推定賠償を回復することを認めるという問題について Dun & Bradstreet 判決に従うことを拒否する」として⁽⁸¹⁾、私人の私的関心事に関する場合でも推定賠償を否定することを明らかにした。そして損害推定の廃止により、評判損害を証明することが求められるが、その理由に関しては以下のように述べている。

「ニューメキシコ州法があらゆる名誉毀損訴訟において損害賠償を得るためには評判損害を証明することを原告に要求しているということを明確にする際に、我々は非常に多くの場合において実損害の証明をすることが不可能であると

いうことを認識している。損害賠償を実損害に制限する制度には不完全性があるということは事実であるが、それは金銭で人の損害を補償しようと試みるいかなる制度にも存在している。しかしながら、名誉毀損に関する賠償を認めることによってかなえられる利益は、評判損害について個人を補償するという利益である。“原告の評判損害を救済するために名誉毀損に関する不法行為訴訟がある場合に”、単に評判を侵害する傾向または精神的苦悩を示すだけで賠償を認めることは、あまりにも疑わしいだけでなく、憲法上の保護によって正当に制限される不法行為である名誉毀損とその他の訴訟原因を不適切に混ぜ合わせる⁽⁸²⁾。」

このように本件州最高裁によれば、そもそも損害填補の不完全性は名誉毀損訴訟に限ったことではないとの前提のもと、名誉毀損においてのみ評判損害の証明がないまま、賠償を認めることを否定している。また、損害証明に関しては訴訟類型を問わず統一的に損害の証明を必要とする一方で、名誉毀損が憲法上の「表現の自由」とも関係するという点では、他の事件類型と同じ扱いをすることを否定しており、名誉毀損に対する損害賠償に関してはより慎重に判断していく姿勢が示されていると言える。

(4) 以上で見た少数の州では、大多数の州とは異なって、連邦最高裁が推定賠償を制限したことを契機にして、推定賠償を完全に廃止していった。その結果、損害賠償における証明責任の一般原則に従って名誉毀損による評判損害を証明することを要求した。また推定賠償が廃止されたことに伴って、精神的損害に対する回復に関しても評判損害の証明を要求することで、名誉毀損の損害賠償責任の判断も他の不法行為の場合と同様に厳格化していった。

3. 連邦最高裁判決に独自の追加的制限を加えた州

(1) 以上のように推定賠償を維持・廃止した州最高裁の他に、推定賠償に独自の追加的制限を加えた州最高裁もあった。その1つがアイオワ州最高裁である。アイオワ州最高裁は、基本的には当然に成立するライベル(libel per se)を維持するものの、メディアが被告となった名誉毀損訴訟に限定してそのライベル及びそれに伴う推定賠償を認めないという独自の制限方法を採用した。この見解を明らかにしたものとして、例えば1998年の *Schlegel v. Ottumwa Courier* 判決が挙げられる⁽⁸³⁾。

本件は、アメリカ心臓協会のリーダーなどを務めるX(弁護士)がY(新聞社及び編集長)によって破産宣告を受けたとの誤った記事を新聞に掲載されたため、屈辱や評判損害を受けたとしてYに対して名誉毀損に基づく損害賠償を請求したというものである。Yは、Xには評判損害に関する証拠が十分でないこと、また被告メディアに対して精神的苦痛賠償だけを求めることはできないことを主張した。これに対して、Xは本件がそもそも当然に成立するライベルに該当しているため、損害が推定されると主張した(もっとも、上訴でXは評判損害を証明したとの主張に変更した)。

このように、被告がメディアである場合に推定賠償が認められるのかが争点となったが、その前提として本件にもGertz判決が適用されるのか、その射程範囲が問題となった。この点につき、本件州最高裁は「Gertz事件で、連邦最高裁は、当然に成立する(per se)名誉毀損の場合、第1修正が被告である報道機関から推定賠償を得ることを私人に許さないものと判断した」と述べて⁽⁸⁴⁾、被告がメディアである場合には憲法によって推定賠償を請求することが制限されると解釈した。

では損害推定を否定した場合に実損害証明をどのように考えているのか。この点に関して本件州最高裁は、まず「Gertz 判決が私人である原告に“実損害”を証明することを要求したが、連邦最高裁はその実損害が評判に対するものであることまでは明確に要求していない。それゆえ、Gertz 判決は損害が評判損害に基づいているということを憲法上要求していなかった」こと、及びその後の連邦最高裁判決においても単に精神的苦痛を示すだけで損害賠償請求を認めていたという連邦最高裁の立場を確認した⁽⁸⁵⁾。しかしながら、本件州最高裁としてはその見解には従わず、むしろ X の損害賠償の前提として評判損害という損害があったことを証明する必要があるとし⁽⁸⁶⁾、損害賠償の認定においては連邦最高裁よりも厳格な立場に立っていることを示した。

「我々の事件が、名誉毀損が評判損害を基にしているとの認識を前提にすると、我々は、名誉毀損訴訟の要件として評判損害を課し続けてきたという裁判所に同意する。……Gertz 判決における推定制限は、“実損害をはるかに超える不当な金銭的損害賠償額”を与えることを防ぐために課された。Little Rock, Newspapers, Inc. 判決が賢明に指摘するように、評判損害の証明がないまま名誉毀損賠償を認めることは、連邦最高裁が損害推定の制限をした背後の目的を損なうだろう⁽⁸⁷⁾。」

「評判損害は精神的苦痛のような寄生的損害 (parasitic damages) の前提条件である、という我々のここでの認識は、Johnson 判決においても基本的に同じことを述べたので、驚くべきものではない。すなわち“名誉毀損訴訟において賠償を得るには、原告は評判損害のような、何らかの認識できる損害を通常は証明しなければならない。傷ついた感情だけでは名誉毀損訴訟の根拠としては役立たない。Johnson 判決は、新聞社である被告メディアに対する訴訟に関す

るものであり、そして Gertz 判決及びその後の Time, Inc. 判決で明確に述べた原則に基づいて判断された⁽⁸⁸⁾。」

このようにアイオワ州最高裁は、推定賠償を完全に廃止したわけではない。特に被告がメディアである場合、「実損害をはるかに超える不当な金銭的損害賠償額」につながりやすい推定賠償を認めることによって「表現の自由」が委縮することを懸念している。この問題に対応するために推定賠償に制限をかけたという Gertz 判決を考慮して、損害は証明によって裏付けられなければならないとしている。また精神的損害の賠償に関しても、X がその前提となる評判損害を証明しない以上は認められないとすることで⁽⁸⁹⁾、被告メディアに対する損害賠償請求をより厳格に制限している。これを前提に、最終的には本件州最高裁は X が評判損害につき十分な証拠を提示していなかったと判断した⁽⁹⁰⁾。

この厳格な見解は2013年の *Bierman v. Weier* 判決においても維持されている⁽⁹¹⁾。この事件は、Y1が自身の魂の遍歴などをもとにした他人へアドバイスをする本を出版社 Y2から出版したが、その中で XIY1の娘や X1の父親 X2に対する批判、さらに X2が X1に性的虐待をしたために X1が精神病にかかったということが書かれていたため、Xらはその本の内容が虚偽でかつ名誉毀損であるとし、Y1と出版社 Y2に対して、当然に成立するライベル、プライバシー侵害、精神的損害を加えられたことを理由に損害賠償を請求したというものである。本件州最高裁は、被告がメディアである場合に推定賠償が制限されるということを再び述べている。

「我々は、被告がメディアの一員である場合には、当然に成立するライベルにおける損害推定が適用されないということを再確認した。すなわち、原告は実損害を証明する必要がある。

我々は、Gertz 判決が屈辱と精神的苦痛を含めた実損害に関する広い定式にしたがって被告メディアに対して賠償請求することを私的原告に認めるということを承認した。しかしながら、アイオワにおける原告がメディアを訴える場合、個人的屈辱や精神的苦痛のようないかなる寄生的損害についても原告が賠償を得る前には、単に感情的苦痛や屈辱を証明するだけでなく、実際に被った評判損害（actual reputational harm）も証明しなければならない、と我々は結論付けた⁽⁹²⁾。」

このように、連邦最高裁としては Gertz 判決において私人による名誉毀損訴訟では被告に現実的悪意があったことを証明した場合に推定賠償を認める余地があるとしていたのに対して⁽⁹³⁾、本件州最高裁は現実的悪意の証明に関係なく、そもそも被告がメディアである場合に推定賠償を認めることができないという制限を加えた上で、実損害についても証明に基づいて厳格に判断するということを改めて確認している。また、精神的賠償の認定に関しても厳格に判断している。Gertz 判決では、実損害には精神的損害が広く含まれるとしつつも、賠償金を裏付けるために実損害の証拠が必要であるとしているに過ぎず、必ずしも評判損害の証明を精神的賠償の前提としていなかった⁽⁹⁴⁾。これに対して、本件では、精神的損害の賠償を認定するには、まずその前提として評判損害を証明する必要があるとしていることから、被告メディアに対する損害賠償請求に関しては全体的に制限していくという姿勢が示されている。

(2) その一方、ニュージャージー州最高裁は推定賠償の金額面に対して独自の追加的制限を加えた。これを明らかにしたのが、同州最高裁による2012年の *W. J. A. v. D. A.* 判決である⁽⁹⁵⁾。本件は、未成年の時に X から何度も性的暴行を受けてきた Y が X に対して填補賠償及び懲罰賠償などを請求したため、X

は名誉毀損（ライベル及びスランダー）、感情的苦痛を受けたことなどを理由にして Y に対して反訴を提起したというものである。

本件州最高裁は、推定賠償には今日においてもなお合理性があると考えており、それを廃止することは考えていない。むしろ推定賠償の金額を算定していくための基準がないことが問題の本質であると考えており、推定賠償を実質的に「名目的賠償」と位置付けることで、金額面での制限をかけるという方法をとった。もっとも、こうした結論に至るまでに、2つの批判を挙げて反論している。まず、1つめに「現代不法行為法の強調するのは損害であるから、損害がない場合に不法行為法は救済を認めるべきではない」という批判であるが⁽⁹⁶⁾、これに関して次のように反論している。

「我々は、第1の批判に同意しない。我々の不法行為法のもとでは、補償がその制度における唯一の着眼点ではないということは明らかである。実際に、義務が存在するかどうかを判断する際に、我々の法は、抑止を重要な要素としてはっきりと認識している。さらに、名誉毀損事件において、権利擁護（vindication）というものは、その検討において重要な部分である。……（中略）……その上、推定賠償は損害が生じていないということを意味するものではない。むしろ、特定の損害を証明することから原告を救済する手続上の措置として機能する⁽⁹⁷⁾。」

このように、本件州最高裁によれば、そもそも不法行為法は損害填補を唯一の目的としているわけではなく、不法行為の抑止や権利擁護という側面もあることからすれば、必ずしも「損害」の厳格な証明にこだわる必要はないとしている。もっともそれは損害の存在を無視しているというわけではなく、単に手続的に損害証明を軽減しているに過ぎないとしている。その上で推定賠償の意義を以下の

ように述べている。

「今日の世界において、人の信用は、インターネットにおける虚偽かつ名誉毀損の表現を公表することを通じて、あまりにも簡単に害される。実際、インターネットという現代的手段によって名誉を毀損された私人にとって、ほぼ乗り越えることができないというわけではないが、填補賠償を得るために、評判に対する損害について証明することは困難である。我々は、ニュージャージーの長年にわたる——公的関心事に関係していない事件における私的市民による名誉毀損訴訟で——推定賠償というコモン・ローの伝統が、私人に関するインターネット上での名誉毀損につき、世界中に潜在する閲覧者のうちの誰かから評判損害に関する証拠を探し出すことを一般市民に強制するように、なぜ今、変えられなければならないのか、疑問である。我々は、当州におけるコモン・ローが訴訟原因に基づいて始めるために、そのような被害者に補償される損害を示すことを要求するように変更する必要がある、ということに納得しない。……推定賠償は、インターネットの悪用を通して、損なわれるかもしれないその人の評判に対する威厳と心の平和という利益を正当化する。その状況において起きる名誉毀損訴訟で、評判損害が推定されることを認めることは正当な利益にかなうし、我々のコモン・ローから取り除かれるべきではない⁽⁹⁸⁾。」

とりわけインターネットによって私人の名誉が毀損されたという場合においてその実損害を証明することは困難であることから、権利擁護という点で損害推定することにはなお意義があるものと確信しており、それを直ちに廃止することに対しては否定的である。本件州最高裁からすれば、推定賠償制度の存在そのものに問題があるのではなく、むしろ「陪審にとって推定賠償を評価するための統一的な方法がない」という第2の批判にこそ

問題があると考えている⁽⁹⁹⁾。したがって、この算定基準の問題を解決するための方法として、次のような方法を採用とした。

「正式事実審理においてサマリージャジメントを存続させたり、名目的賠償金を得ることを原告に認めることによって、推定賠償の原理は存続し続けるように思える。そのアプローチは、填補的金額を排除することによって、推定賠償の原理を分別よく区切ることで、陪審評決に指針がないとの議論を取り除く。評判損害に関する填補賠償金を受け取るためには、原告は、証拠の提出を通じて、その評判に対する現実的損害、金銭的損害またはその他の損害を証明することを要求されるだろう⁽¹⁰⁰⁾。」

このように、本件州最高裁は、推定賠償制度には陪審がそれを算定していくための指針のないことから、推定賠償を填補賠償とは別の「名目的賠償」として位置付け、金銭的に回復が必要な損害に関しては、他の場合と同様に、填補賠償の枠組みにおいて実損害の証明に基づく算定をしていくことが必要であると判断した。なお、こうした判断のもと、本件Xは填補される損害を証明していないため填補賠償金は得られないが、名目的賠償に関しては得られるとした⁽¹⁰¹⁾。

(3) アイオワ州最高裁であれ、ニュージャージー州最高裁であれ、推定賠償にはなお合理性があることは認めているものの、推定賠償が抱える高額化という問題に対しては異なるアプローチで対応している。アイオワ州最高裁は、被告がメディアである場合には「表現の自由」を重視するため、この場合に損害推定を認めないとしている。確かに被告がメディアである場合には損害賠償請求に対して一定の抑制効果があるが、やはり推定賠償額の高額化という本質的問題に対する直接的な解決策ではない。これに対して、ニュージャージー州最高裁はまさに推定賠償額の本

質的問題を掘んでいる。確かに推定賠償を名目的賠償と位置付けることで賠償額の高額化を抑制できるだろう。しかしながら、そう位置付けたことにより、損害の証明が困難である場合においても損害推定を通じて金銭による現実的救済を認めるとしてきた伝統的な推定賠償制度を実質的に廃止したものと言える。したがって、結局、金銭による現実的救済を得るためには全て実損害を証明していかなければならなくなった。このことからすると、名誉毀損の被害者にとっては厳しい対応であったように思える。

IV おわりに

近年のアメリカでは推定賠償が現実的には制度本来の目的からかけ離れて事実上の制裁として機能しているという認識のもと、一連の連邦最高裁判決を通して全体的に伝統的推定賠償を制限していく動きが見られたが、このことは名誉毀損訴訟においてもはや推定賠償には合理性がないものとして一般的に評価されているということの意味するわけではない。むしろこの動きは損害証明の軽減による被害者救済を優先してきた伝統的な推定賠償の在り方を、もうひとつの重要な権利である「表現の自由」との関係に照らして改めて調整するというものであった。そして連邦最高裁を始めとして、各州最高裁がこうした調整の中で推定賠償に対して一定の制限をかけたという点では意義があった。

しかしながら、連邦最高裁による一連の制限方法には限界があったと言える。すなわち、当初、推定賠償が損害填補の範囲を超え、現実的には被告に対する厳しい制裁として機能するという認識のもとで、その制限が徐々に始まった。この問題の根本は、陪審が推定賠償額を適切に評価していく指針がないということであった。それにもかかわらず、一連の連邦最高裁判決は「公職者・私人」といった原告の場合に現実的悪意の証明を求め

ることによって、推定賠償の認定自体に制限をかけてきた。このような制限方法は、一部の名誉毀損類型においてのみ損害証明の軽減による被害者救済という制度本来の目的を否定しただけであり、名誉毀損による損害を推定した後にその損害についてどのようにして適切に金銭的評価をしていくのかという根本的問題を何ら解決していない。実際に、一連の連邦最高裁判決以降における大多数の州最高裁は、私人の私的関心事に關した名誉毀損訴訟において従来通りの形で推定賠償を維持しているため、この場合における推定賠償金はその目的から逸脱して、事実上の制裁として機能しうる余地が残されている。したがって、原告の類型によって推定賠償を制限するよりも、推定による損害を適切な賠償金へと導くための指針を検討する必要がある。

もっとも、事実審において高額な賠償金が出された場合、控訴裁判所の賠償額審査によって減額されることも一応あるが⁽¹⁰²⁾、その審査における減額の判断基準に関しては、今後の課題として分析していく必要があるだろう。また、評判損害と精神的損害を明確に区別するアメリカ法において、これらの両損害がどのように損害賠償の判断に影響しているのかということも分析しなければならない⁽¹⁰³⁾。

いずれにしても、アメリカの名誉毀損損害賠償においては、本稿で分析した事情を抱えている推定賠償が填補賠償の枠組内に位置付けられているために、填補賠償額だけでも高額な賠償金となっていることには、日本の議論において留意しなければならないだろう。

注

- (1) 升田純「名誉と信用の値段に関する考察（1）」NBL627号（1997年）42頁、鬼頭季郎「名誉毀損事件の損害額の審理と認容額について」判タ1070号（2001年）28頁、升田純「名誉侵害・プライバシーの侵害」齊藤修編『慰謝料算定の理論』（ぎょ

- うせい、2010年) 121頁。
- (2) 最判昭和32年2月7日裁判集民25号383頁。
- (3) 最判昭和38年4月30日裁判集民65号761頁。
- (4) 慰謝料斟酌の要素に関して、例えば、田中康久「慰謝料額の算定」『現代損害賠償法講座(7)』(日本評論社、1974年) 253頁以下、塩崎勤「名誉毀損による損害額の算定について」判タ1055号(2001年) 4-13頁、井上繁規「名誉毀損による慰謝料算定の定型化及び定額化の試論」判タ1070号(2001年) 14-24頁を参照。
- (5) 特許法102条1項や著作権法114条1項では特定の財産的損害に関する証明が軽減されている。坂本恵三「判決③—損害賠償額の認定」三宅省三ほか『新民事訴訟法大系：理論と実務(第3巻)』(青林書院、1997年) 271-285頁。
- (6) 升田・前掲注(1)126-127、141頁、升田純「名誉と信用の値段に関する考察(1)」NBL627号(1997年) 42頁、升田純「名誉毀損・信用毀損の実務の変貌(1)」NBL777(2004年) 28頁。名誉毀損事件における損害賠償の認定額が抑制的である理由については、大阪地方裁判所損害賠償実務研究会「名誉毀損による損害賠償額の算定」NBL731号(2002年) 7-8頁を参照。
- (7) 升田・前掲注(6)NBL627号42頁。なお、名誉毀損に限ったことではなく、“全体的に” 損害賠償額の認定が低すぎることから、その問題が「司法制度審議会」で検討された(「司法制度改革審議会意見書」ジュリ1208号(2001年) 201頁)。
- (8) この点に関して、鬼頭・前掲注(1)28頁、塩崎・前掲注(4)15頁、千葉県弁護士会編『慰謝料算定の実務』(ぎょうせい、2002年) 53-80頁、佃克彦『名誉毀損の法律実務』(弘文堂、第2版、2008年) 216-217頁、升田・前掲注(1)126-133頁を参照。
- (9) 野村好弘 = 小賀野晶一「名誉毀損賠償論の新しい問題点」判タ859号(1994年) 28頁、升田・前掲注(1)126-127頁、升田・前掲注(6)29頁、塩崎・前掲注(4)13頁、井上・前掲注(4)24頁。
- (10) 日米名誉毀損の損害賠償において懲罰的損害賠償を認めるかどうかという点に大きな違いがあるものの、填補賠償の部分に関しては類似点が多いとの見解につき、山地修「名誉毀損の損害額の算定について——諸外国の状況の実証的分析」判タ1055号(2001年) 15、22頁、松井修視「名誉毀損訴訟と損害賠償の高額化問題」法時74巻12号(2002年) 67-70頁を参照。
- (11) 第154回の国会・予算委員会・第15号(平成14年2月21日)においても、漆原良夫委員は、名誉毀損の填補賠償に関しては基本的に日米同じであるため、日本も現行法の枠組みにおいて、アメリカのように填補賠償額を上げることが可能であると指摘している。その上で、法律上で名誉毀損事件を1級から3級くらいに分け、各ランクに応じて損害額を推定する規定を設けるとともに、その反証を認めることを提案している。http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001815420020221015.htm (2016年4月11日確認)を参照。
- (12) 山地・前掲注(10)20頁。
- (13) この填補賠償は「一般的損害賠償」と「特定の損害賠償」に分けられる。名誉毀損における損害賠償の救済には、填補賠償の他にも、名目賠償と懲罰賠償といったタイプの損害賠償も存在するが、これらに関しては省略する。損害賠償に関する分類に関しては、例えば Stidham v. Wachtel, 21 A. 2d 282-83 (1941); Jean C. Love, *Presumed General Compensatory Damages In Constitutional Tort Litigation: A Corrective Justice Perspective*, 49 WASH. & LEE L. REV. 67, 70 (1992) を参照。なお、general damages 及び special damages の邦訳表現は様々あるが、本稿では、塚本重頼『英米法における名誉毀損の研究』(中央大学出版会、1988年) 248-267頁にある邦訳に従っている。
- (14) slander per se に該当する場合としては、①禁固刑をもって処罰しうる罪を犯したとの公表をして誹謗する場合、②嫌悪される病気にかかっていると誹謗する場合、③職業上の適性能力を欠くと誹謗する場合、④女性の純潔を疑わせるような誹謗をする場合、の4類型である。この4類型以外の slander に関しては特別損害を証明する必要がある。これに関し、望月礼二郎『英米法』(青林書院、新版、2001年) 237頁を参照。また、RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § § 570-74 (1977); T. Michael Mather, *Experience with Gertz "Actual Injury" in Defamation Cases*, 38 BAYLOR L. REV. 920 (1986) も参照。
- その一方、libel における損害推定に関しては英米間で違いが見られる。もともとイギリスでは libel は全て損害推定の対象としていたが、アメリカではその法継受過程において「当然に名誉毀損の成立が推定されるライベル (libel per se)」と「当

- 然にその成立が推定されないライベル (*libel per quod*)」に分ける州が多々現れた。これに関しては、松井茂記「名誉毀損と表現の自由 (1) ——憲法的名誉毀損法の展開に向けて——」民商87巻4号 (1983年) 52-56頁、松井茂記『表現の自由と名誉毀損』(有斐閣、2013年) 41頁以下を参照。
- (15) Charles T. McCormick, *The Measure of Damages for Defamation*, 12 N.C.L. REV. 120, 127 (1934).
もともと、損害推定に対して被告は損害が生じていないという証拠を提出することによって反証することが許されており、また原告としても、さらに評判に対する現実的な金銭的損害が生じていることを示す証拠を提出することが認められていた。James H. Hulme, *Vindicating Reputation: An Alternative to Damages as a Remedy for Defamation*, 30 AM. L. U. REV. 375, 380-81 (1981).
- (16) これに対して、名誉毀損が当然には成立しないという類型 (*per quod*) に関しては、名誉毀損によって原告特有の経済的金銭的損害 (例えば医療費や喪失した収益力) が生じたということを原告が証明した場合にのみ、その回復を「特定の損害賠償 (*special damages*)」という項目のもとで認められるとしてきた。Love, *supra* note 13, at 70. そのため、特別賠償に関しては「現実的損害賠償 (*actual damages*)」とも言われる (Hulme, *supra* note 15 at 381.)。なお、もし特別損害が証明された場合には推定賠償も回復できるとされる (RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 621 comment : a (1977).)。
- (17) 日本においては評判損害や精神的損害が慰謝料の中で一括して認められているが、これはアメリカ法の一般的損害賠償に該当する。また具体的に生じた損害に関しては個別の立証によることが認められているが、これはアメリカ法で言う特定損害賠償に該当する。
- (18) DAN B. DOBBS, *THE LAW OF TORTS* § 402 at 1119-20, § 417 at 1169 (2000).
- (19) Melinda J. Branscomb, *Liability and Damages in Libel and Slander Law*, 47 TENN. L. REV. 814, 824 (1980).
- (20) G Franco Mondini, Casenotes : *Libel-Damages-A Public Official May Be Granted Punitive Damages Without Seeking or Recovering Actual Damages if the Statement is Libelous Per Se.*, 15 ST. MARY'S L.J. 197, 197 (1983) ; Kevin P. Allen, *The Oddity and Odyssey of "Presumed Damages" in Defamation actions under Pennsylvania Law*, 42 DUQ. L. REV. 495, 496 (2004). なお、イギリス法では「表現の自由」よりも「個人の評判保護」を重視するのに対して、アメリカ法では「個人の評判保護」よりも、「表現の自由」を重視する傾向にある (望月・前掲注(14)249頁)。
- (21) DOBBS, *supra* note 18, § 401 at 1119-20.
- (22) *New York Times, Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964).
- (23) なお、X はニューヨークタイムズ社と共に批判をしたアラバマの聖職者らも被告としていたが、ここではそれも含めて Y と表記する。
- (24) *New York Times*, 376 U.S. 254, 256.
- (25) *Id.* at 277.
- (26) *Id.* at 277-78. なお、[] は筆者による補充である。
- (27) *Id.* at 278 n.18.
- (28) *Id.* at 279-80.
- (29) Branscomb, *supra* note 19, at 824.
- (30) *Id.* 紙谷雅子「判批」[1987-2] アメリカ法415頁。
- (31) *Curtis Publishing Co. v. Butts*, 388 U.S. 130, 155 (1967). またこの事件に関する邦語文献として、松井茂記「名誉毀損と表現の自由 (3) ——憲法的名誉毀損法の展開に向けて——」民商87巻6号 (1983年) 16頁を参照。
- (32) *Rosenbloom v. Metromedia, Inc.*, 403 U. S. 29 (1971).
- (33) 松井・前掲注(31)31頁、山田隆司「アメリカにおける憲法的名誉毀損法の展開と課題——『現実的悪意の法理』についての連邦最高裁判所判決を手がかりに——」阪大法學55巻6号 (2006年)210頁。
- (34) これに関して、詳しくは松井・前掲注(31)13頁以下を参照。
- (35) *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323 (1974). 詳しくは、松井・前掲注(31)27頁以下、山田・前掲注(33)210頁を参照。
- (36) *Id.* at 332.
- (37) *Id.* at 331-32.
- (38) *Id.* at 344-45.
- (39) *Id.* at 345-46.
- (40) *Id.* at 348-49.
- (41) Charles W. Ehrhardt, *Reputation and Character in Defamation Actions*, 64 WASH. U. L. Q. 867, 883 (1986). なお、ここで言う「過失」に関しては、松井・前掲注(31)30頁以下を参照。

- (42) *Gertz*, 418 U.S. at 349.
- (43) *Id.*
- (44) *Id.* at 349-50.
- (45) 伝統的名誉毀損法における損害賠償の在り方を批判する動きは学説の中でも見られ、各州裁判所に対して一定の影響力を有していたようである。評判に対する損害の証明が必要であると主張するものとして、例えば David A. Anderson, *Reputation, Compensation, and Proof*, 25 WM. & MARY L. REV. 747 (1984) を参照。
- (46) なお、ここでの実損害はコモン・ロー上の「特別損害」とは異なるものである（望月・前掲注(14) 252頁）。
- (47) Eileen Lunga & Rosamond S. Mandell, *Hearst Corporation v. Hughes—the Presumption of Injury to Reputation in Per se Defamation Actions is not Dead*, 44 MD. L. REV. 688, 694 (1985).
- (48) *Gertz*, 418 U.S. at 350.
- (49) *Id.* at 352.
- (50) *Dun & Bradstreet, Inc. v. Greenmoss Builders, Inc.*, 472 U.S. 749, 751 (1985). 本件に関して、紙谷・前掲注(30)412-417頁を参照。
- (51) 紙谷・前掲注(30)415頁、山田・前掲注(33)211頁。
- (52) *Dun & Bradstreet*, 472 U.S. at 757.
- (53) *Id.* at 760.
- (54) *Id.* at 763.
- (55) *Id.*; Ehrhardt, *supra* note 41, at 883.
- (56) *Rowe v. Metz*, 195 Colo. at 424 (1978).
- (57) *Id.* at 425.
- (58) *Id.*
- (59) *Rowe v. Metz*, Colo. App., 564 P.2d 425, 428 (1977).
- (60) *Rowe*, 195 Colo. at 425.
- (61) *Id.* at 425-26.
- (62) *Id.* at 426.
- (63) なお、この見解はその後の判決、例えば私人 X について「デンバーで最大の犯罪家族」と題する記事を公表した新聞社 Y に対して X が名誉毀損およびプライバシー侵害で訴えたという2002年の *Denver Pub. Co. v. Bueno* 判決でも維持されている。Denver Pub. Co. v. Bueno, 54 P.3d 893, 900 (2002).
- (64) *Touma v. St. Mary's Bank*, 142 N.H. 762, 766 (1998).
- (65) ニューハンプシャー州でも、その後の *Lasonde v. Stanton*, 956 A.2d 332, 342 (2008) においても推定賠償を維持している。
- (66) なお、確認できた範囲ではあるが、本文でとりあげた州以外で推定賠償を存続させた州として以下のものがある。アラバマ州：*Liberty Nat'l Life Ins. Co. v. Daugherty*, 840 So.2d 152, 162 (2002), *Delta Health Grp., Inc. v. Stafford*, 887 So.2d 887, 896 (2004)；アラスカ州：*MacDonald v. Riggs*, 166 P.3d 12, 18-19 (2007)；コネティカット州：*Gaudio v. Griffin Health Servs. Corp.*, 249 Conn. 523, 551-52 (1999)；イリノイ州：*Bryson v. News Am. Publ'ns, Inc.*, 174 Ill.2d 77, 87-88 (1996), *Tuite v. Corbitt*, 866 N.E.2d 114, 121 (2006)；インディアナ州：*Baker v. Tremco Inc.*, 917 N.E.2d 650, 657 (2009)；ケンタッキー州：*Stringer v. Wal-Mart Stores, Inc.*, 151 S.W.3d 781, 795 (2004)；ルイジアナ州：*Costello v. Hardy*, 864 So.2d 129, 140-41 (2004)；メイン州：*Marston v. Newavom*, 629 A.2d 587, 593 (1993), *Morgan v. Kooistra*, 941 A.2d 447, 455 (2008)；ミシガン州：*Mitan v. Campbell*, 706 N.W.2d 420, 421 (2005)；ミネソタ州：*State v. Crawley*, 819 N.W.2d 94, 104 (2012)；ミシシッピ州：*Foster v. Noel*, 715 So.2d 174, 184 (1998), *Speed v. Scott*, 787 So.2d 626, 632 (2001)；モンタナ州：*Blue Ridge Homes, Inc. v. Thein*, 191 P.3d 374, 382 (2008)；ネブラスカ州：*McCune v. Neitzel*, 457 N.W.2d 803, 810 (1990)；ネバダ州：*Chowdhry v. NLVH, Inc.*, 109 Nev. 478, 483-84 (1993), *Bongiovi v. Sullivan*, 122 Nev. 556, 557 (2006)；ニューヨーク州：*Geraci v. Probst*, 15 N.Y.3d 336, 334-45 (2010)；ノースカロライナ州：*Ellis v. N. Star Co.*, 388 S.E.2d 127, 129-30 (1990)；オレゴン州：*Brown v. Gatti*, 145 P.3d 130, 133 (2006)；ロードアイランド州：*Nassa v. Hook-SupeRx, Inc.*, 790 A.2d 368, 374 (2002)；サウスカロライナ州：*Constant v. Spartanburg Steel Prods., Inc.*, 316 S.C. 86, 91 (1994), *Fountain v. First Reliance Bank*, 730 S.E.2d 305, 309 (2012)；テキサス州：*Salinas v. Salinas*, 365 S. W. 3d 318, 320 (2012)；ユタ州：*Larson v. SYSCO Corp.*, 767 P.2d 557, 560 (1989)；ヴァージニア州：*Askew v. Collins*, 722 S.E.2d 249, 251 (2012)；ウィスコンシン州：*In re Judicial Disciplinary Proceedings Against Gableman*, 784 N.W.2d 605, 624-25 (2010)；ワイオミング州：*Hoblyn v. Johnson*, 55 P.3d 1219, 1233 (2002).

- (67) *Gobin v. Globe Publishing Co.*, 232 Kan. 1 (1982).
- (68) *Id.* at 2.
- (69) *Id.* at 4-5. カンザス州における伝統的ルールにつき *Stone v. Hutchinson Daily News*, 125 Kan. 715 (1928) を参照。
- (70) *Id.* at 5.
- (71) *Id.* at 6.
- (72) *Id.* at 7.
- (73) 本件カンザス州最高裁が参考にしたニューヨーク州高位裁判所上訴部による1981年の *Salomone v. Macmillan Publishing*. 判決及び同上訴部による *France v. St. Clare's Hospital* 判決では、Gertz 判決が評判損害の推定を廃止したものととして解釈したため、精神的苦痛の損害だけの賠償は認められず、精神的損害が評判損害に付随する場合のみ、それに対する賠償が認められるとの判断をした (*Salomone v. Macmillan Publishing.*, 429 N.Y.S.2d 441 (1981) ; *France v. St. Clare's Hospital*, 441 N.Y.S.2d 79 (1981)). もっとも、ニューヨーク州では *Salomone* 判決及び *France* 判決が他州に影響を与えたものの、後に伝統的ルールへと再び戻すことになるが、それでもなおカンザス州のように、ニューヨーク州の両判決に賛同し続けた州もいくつか存在した。
- (74) なお、この法廷意見に対して、Schroeder 首席裁判官は、従来のコモン・ローに従って評判や名声が実際に損害を被ったかどうかに関係なく、損害賠償の回復には損害の証明を必要としないとの反対意見を出している (*Gobin*, 232 Kan. 1 at 8)。
- (75) *Memphis Publ'g Co. v. Nichols*, 569 S.W.2d 412, 419 (1978).
- (76) *Id.*
- (77) その他、Gertz 判決によって推定賠償が廃止されたと解釈した州として、アーカンソー州：*Little Rock Newspapers v. Dodrill*, 281 Ark. 25, 30-31 (1983), *KARK-TV v. Simon*, 280 Ark. 228, 233 (1983), *United Ins. Co. of America v. Murphy*, 331 Ark. 364, 370 (1998)；ヴァーモント州：*Lent v. Huntoon*, 470 A.2d 1162, 1170 (1983)；テネシー州：*Memphis Publ'g Co. v. Nichols*, 569 S.W.2d 412, 419 (1978)；メリーランド州：*Metromedia, Inc. v. Hillman*, 285 Md. 161, 163, 173 (1979)；ペンシルヴァニア州：*Agriss v. Broadway Exp., Inc.*, 334 Pa. Super. 295, 318 (1984) がある。
- (78) *Nazeri v. Mo. Valley Coll.*, 860 S.W.2d 303 (Mo. 1993).
- (79) *Id.* at 313. なお、MAI は Missouri Approved Instruction の略であり、ここでは per se と per quod の区別を維持しないとしている (*Id.* at 310.)。
- (80) *Smith v. Durden*, 276 P.3d 943 (N.M. 2012). なお、ニューメキシコ州における本件以前のものとして *Newberry v. Allied Stores, Inc.*, 108 N.M. 424, 429 (1989) があるが、ここでは本件と同じく、私人が非メディアに対して私的関心事について名誉毀損で訴えたというものであるが、その判決の中で損害が推定されないことを既に表明している (*Id.*)。
- (81) *Smith*, 276 P.3d at 948.
- (82) *Id.* at 952.
- (83) *Schlegel v. Ottumwa Courier*, 585 N.W.2d 217 (1998).
- (84) *Id.* at 222.
- (85) *Id.* at 223.
- (86) *Id.*
- (87) *Id.* at 223-24. *Little Rock, Newspapers, Inc.*, 281 Ark. 25 (1983) も参照。
- (88) *Schlegel*, 585 N.W.2d at 224. なお *Johnson v. Nickerson*, 542 N.W. 2d 506 (1996) も参照。
- (89) *Schlegel, Id.*
- (90) *Id.* at 226.
- (91) *Bierman v. Weier*, 826 N.W. 2d 436, 454-55 (2013).
- (92) *Id.* at 447.
- (93) *Gertz*, 418 U.S. at 349.
- (94) *Id.* at 349-50.
- (95) *W. J. A. v. D. A.*, 210 N.J. 229 (2012).
- (96) *Id.* at 247.
- (97) *Id.*
- (98) *Id.* at 248-49.
- (99) *Id.* at 247.
- (100) *Id.* at 249.
- (101) *Id.*
- (102) 裁判官による審査を通じて陪審評決を増減できるが、填補賠償額に関しては陪審の評決が尊重されるため、損害額の変更はあまりされないという (山地・前掲注(10)18頁)。
- (103) 山地・前掲注(10)15頁。